

別表第2の7の項 旧住造法団地内の住宅（旧特例措置基準4）

（県条例別表第2の7の項）

都市計画法施行法（昭和43年法律第101号）第7条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）第12条第3項の規定による工事の完了公告があった地区内における戸建ての住宅又は第一種低層住居専用地域で建築することができる戸建ての兼用住宅

審査基準

- 1 申請住宅は、当該開発行為により、旧住造法第4条の認可に係る事業計画に著しい支障をきたさないものであること。
- 2 開発行為により設置される公共施設及び公共施設の用に供する土地は、原則としてその公共施設の存する市町に管理、帰属することが確実であること。

添付図書

当基準該当については、次に掲げる添付図書により判断する。

- 1 理由書
- 2 旧住造法の区域内であることを示す図書
- 3 その他特別な事情がある場合は、これを説明するために必要な図書

<参考>

旧住造法第4条の認可を受けて行った開発行為の区域内において行う建築物の新築、改築又は用途の変更については、法第43条第1項第4号及び令第34条第2号により、法第43条の適用除外とされているため、この項に係る建築物の新築等（開発行為に該当しないもの）は、本許可対象からは除かれている。